

令和3年第5回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和3年11月2日

閉会 令和3年11月2日

鬼北町議会

令和3年第5回鬼北町議会臨時会

令和3年11月2日（火曜日）

○議事日程

令和3年11月2日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第85号 工事請負契約（（3）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部
工工事）の締結について

日程第5 議案第86号 令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について

日程第6 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	末廣啓	6番	山本博士
7番	松下純次	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	赤松俊二	12番	芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書記 鶴井留美

○説明のため出席した者

町長	兵頭誠亀	副町長	井上建司
総務財政課長	高田達也	保健介護課長	芝達雄
建設課長	上田司		

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

ただいまから、令和3年第5回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和3年第5回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに職員の不祥事について申し上げます。新聞にも掲載されましたが、本町職員が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕、起訴された事案について、10月27日に開催されました公判において、当該者が控訴内容を認めたことを受け、当該職員を10月29日付けで懲戒免職といたしました。

本町職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、町民の皆様に改めて心からお詫び申し上げます。今後二度とこのような不祥事を起こさないよう、引き続き綱紀粛正及び再発防止の徹底をはかり、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会には、議案2件を提案いたしております。ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。令和3年第5回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。よろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、9番、程内覺議員、10番、松浦司議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、建設課長、保健介護課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第85号、工事請負契約((3)防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部工事)の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第85号、工事請負契約((3)防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部工事)の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した(3)防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部工工事について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 (3)防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部工工事

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 7,315万円

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22-1。愛媛建設株式会社、代表取締役 坂本信哉 であります。

詳細につきましては、総務財政課長より説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長(高田達也君)

それでは工事について説明いたします。

当該工事は、現況の弓滝橋下流に延長50.2メートルの歩道橋を新設するための下部工を設置するものです。

工事概要については、お手元にお配りしております資料をご覧ください。本契約に関する下部工工事は、主に橋台2基、橋脚2基を施工するものです。

今回の一般競争入札には、3社の参加がありました。入札参加要件は、鬼北町競争入札参加資格者名簿に登録されたもののうち、宇和島市、鬼北町、松野町に本店があり、建設業法第3条に基づく土木工事業の許可を受け、格付けA等級以上のものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格の範囲で応札した当該業者を落札者に決定し、10月21日付けで同社と仮契約を締結してものであります。以上で説明を終わります。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第85号、工事請負契約（3）防安全 町道弓滝線弓滝橋歩道橋下部工工事の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第86号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第86号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出といたしましては、新型コロナワクチン3回目接種に係る事業費を計上するものであります。また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫負担金、国庫補助金を計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ3,390万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,230万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（高田達也君）

それでは、第1条歳入歳出予算の補正について、初めに歳出予算から説明いたします。6ページをお開きください。

4款1項3目、予防費を3,390万円増額するもので、新型コロナワクチン接種の第3回目実施に係る事業費です。この内、7節報償金500万円は、ワクチン接種医療機関等への協力金、医師、看護師等への報酬を計上しております。12節予防接種委託料、2,03

6万円は、ワクチン接種実施医療機関への委託経費を計上するものです。その他の経費につきましては、事業実施に係る事務経費等を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので5ページをご覧ください。

14款1項2目、衛生費国庫負担金1節の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫負担金2,036万円は、ワクチン接種実施医療機関委託経費に係る国庫負担金です。

14款2項3目、衛生費国庫補助金3節の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,354万円は、ワクチン接種実施事務経費等に係る国庫補助金です。

7ページ給与費明細書については、事業実施に伴う時間外経費等を計上しております。以下についてはお目通しください。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

今3回目の接種と言われましたけれども、いつから実施する予定ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

3回目の実施時期ですが、皆さんもご承知のとおり、8か月以上経過した者から3回目の接種ができることとなっております。まだ、ワクチンの配布等のスケジュールが、いつ配布されるかとか、まだ通知がきておりませんので確定しておりませんが、接種状況からみて最短で実施できる時期が12月にまず医療従事者から最短となります。一番占めている高齢者65歳以上の方々が2月頃から実施が可能となる予定でありますので、ワクチンの状況、それから、今週末医療機関と打ち合わせをしようとしているのですが、それらによりまして具体的にスケジュールを決めたいと考えております。また、それらが決まりましたら、皆さんに周知するよう予定しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

福原議員、よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

○4番（中山定則君）

6ページ予防費の4款1項3目3節の職員手当等時間外勤務手当100万円の内容について説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長から答弁をさせます。

○保健介護課長（芝 達雄君）

4款1項3目の時間外勤務手当の主な内容についてであります。一応今回も集団接種を予定しております。集団接種の実施の曜日というのが休日を予定していることから、また大人数の職員が必要となります。そういった事務従事者に対して時間外の支給を予定していることから計上しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第86号、令和3年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付しました別紙のとおり派遣することにしたいと思えます。

議員を派遣することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定しました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときはその取扱いを議長に一任願いたいと思えますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和3年第5回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました議案2件につきまして、原案のとおり議決いただき誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症について、収束傾向にあります。ブースターワクチン接種の円滑な遂行とともに、今後は経済活動回復への取り組みも重要となってまいります。今後年末にかけて、国の新型コロナウイルス関連予算、そして令和4年度予算編成を注視し、町政運営に取り組んでまいります。

一方衆議院選挙も終わり、新たな南予そして愛媛の指導者の誕生を踏まえ、これまで以上に国、県との連携を深め、町政の発展のため努力してまいりますので、議員各位におかれましても、今度とも引き続きご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和3年第5回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(芝 照雄君)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長(赤松俊二君)

起立。

礼。

閉会 午前9時17分

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 9 番）

鬼北町議会議員（10番）